



目 次

規 則	ページ
◎高知女子大学学則の一部を改正する規則	1
告 示	
○町の区域の設定及び同区域内の字の廃止の届出 (市町村振興課)	1
○平成22年度准看護師試験の実施 (医療業務課)	2
○公有水面の埋立ての免許 (漁港漁場課)	3
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	3
公 告	
○換地処分の届出 (須崎市計画事業中間地区土地区画整理事業) (都市計画課)	4
○都市計画の変更の図書の縦覧 (")	4

規 則

高知女子大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年11月2日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第75号

高知女子大学学則の一部を改正する規則

高知女子大学学則（昭和31年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「学部教授会」を「学部の教授会」に改める。

第16条の2第2項中「当該学部教授会」を「当該学部の教授会」に改める。

第27条中「教授会」を「当該学部の教授会」に、「学部長」を「学長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第599号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、須崎市長から次のとおり町の区域の設定及び同区域内の字の廃止について届出があった。

平成22年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

町の区域の設定及び同区域内の字の廃止

変 更 前		変 更 後	
大字	字	地 番 区 域	町
神田	道添	2463の1、2463の36、2463の39	桐間東
	イ切	2465の65、2465の120、2467の10、2467の21、2467の52、2467の62の一部、2467の63、2467の64、2467の76、2468の1、2468の3から2468の5まで、2468の9から2468の14まで、2468の33から2468の35まで、2469の1から2469の3まで、2469の15から2469の18まで、2470の1	
	中切レ	2476の1から2476の4まで、2476の6から2476の19まで、2477の3	
多ノ郷	矢羽田	南ノ前	2478の1から2478の3まで、2478の10から2478の14まで、2478の16、2478の19、2478の22、2478の25、2478の26、2478の34、2479の1、2479の11、2479の14、2480の4、2482の3、2483の1、2483の2、2483の15、2484の2、2484の6、2484の9、2484の13
		多ノ郷	甲5590の1の一部、甲5591の1の一部、甲5591の2の一部、甲5643の2の一部、甲5649の一部、甲5650の一部、甲5696の2の一部
神田	イ切	2465の109、2465の119、	桐間西

		2465の121、2466の8、2467の59から2467の61まで、2467の62の一部、2467の81から2467の83まで	
多ノ郷	矢羽田	甲5535の1、甲5535の2、甲5536の1、甲5536の2、甲5537の1、甲5537の2、甲5538の1、甲5538の2、甲5539の1、甲5539の2、甲5540の1、甲5540の2、甲5541の1、甲5541の2、甲5542の1、甲5542の2、甲5543の1、甲5543の2、甲5544の1、甲5544の2、甲5545の1、甲5545の2、甲5546、甲5548から甲5563まで、甲5564の1、甲5564の2、甲5565から甲5572まで、甲5573の1、甲5574の1、甲5574の2、甲5575から甲5577まで、甲5578の1、甲5578の2、甲5579から甲5584まで、甲5585の1、甲5587の2、甲5588の1、甲5588の2、甲5589の1、甲5590の1の一部、甲5591の1の一部、甲5591の2の一部、甲5592の1から甲5592の3まで、甲5593から甲5600まで、甲5601の1、甲5601の2、甲5602、甲5603の1、甲5603の2、甲5604から甲5607まで、甲5608の1、甲5608の2、甲5609から甲5613まで、甲5614の1、甲5614の2、甲5615から甲5620まで、甲5642、甲5643の2の一部、甲5644から甲5648まで、甲5649の一部、甲5650の一部、甲5651の1、甲5652の1、甲5653の1、甲5654から甲5660まで、甲5661の	

		1、甲5662から甲5666まで、甲5673から甲5682まで、甲5696の2の一部	
神田	ハノキ	2471の2から2471の10まで、2471の13から2471の21まで、2471の24、2471の26から2471の29まで、2471の38、2471の40から2471の42まで、2471の53から2471の55まで、2472の1	桐間南
	開	2505の1から2505の14まで、2507	
	横割	2508の1から2508の7まで	
	大峰ノ前	2531の1、2531の2、2531の5から2531の9まで、2534の1、2534の2、2534の4から2534の19まで、2534の21から2534の36まで、2535の1から2535の4まで、2536の1、2536の2、2537の1から2537の3まで、2538の1、2539の1、2539の2、2539の4、2540の1、2540の3、2542の2、2543の1から2543の7まで、2543の9から2543の16まで、2544の1から2544の4まで、2545の2、2547の1、2547の2、2548の1、2548の3、2549の1、2549の3、2550の1、2550の3、2551の1から2551の3まで、2552、2554の1、2554の2、2554の6、2554の7、2555の1、2555の2、2555の5、2556の1から2556の3まで、2557の1から2557の3まで、2558の1から2558の3まで、2559の1から2559の3まで、2560の1から2560	

		の3まで、2561の1、2561の2、2562の1から2562の3まで、2563の1から2563の3まで、2564の1から2564の3まで、2565の1から2565の5まで、2566の1から2566の3まで、2567の2、2567の3、2568の1、2568の2、2569の1、2569の2、2570の1、2570の2、2571、2572、2573の1、2573の2、2574の1から2574の4まで、2575の1、2575の2、2576の1、2576の2、2577の1、2577の2、2578の1、2578の2、2579の1、2579の4、2583の1、2584の1、2585から2592まで、2594の1、2595、2596の1、2597、2598の1、2599、2600の2、2601の1、2602の1、2603から2606まで、2607の2、2608から2613まで、2614の2、2617、2618の3、2619の3、2620の2、2621の2、2622	
	下切	2496の5地先から2503の1地先までの道路である公有地の全部、2496の5地先から2496の6地先までの水路及び堤である公有地の全部	
備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部を含むものとする。 2 上記地番は、平成22年4月14日現在の登記簿による。			
高知県告示第600号 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、平成22年度准看護師試験を次のとおり行う。 平成22年11月2日 高知県知事 尾崎 正直			
1 試験の日時及び場所			

(1) 日時 平成23年2月18日（金）午後1時30分から
(2) 場所 高知市朝倉己825-5 高知県看護協会
2 受験願書の提出期間 平成23年1月4日（火）から同月13日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。 なお、郵送による場合は、平成23年1月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。
3 受験願書及び添付書類 受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療業務課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。 (1) 受験願書（県所定の様式によること。） (2) 履歴書（県所定の様式によること。） (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。） (4) 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書 修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成23年3月7日（月）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。 (5) 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙をはり付けること。）
4 受験資格 次のいずれかに該当する者であること。 (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者 (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 (3) 法第21条第1号、第2号又は第4号の規定に該当する者 (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
5 試験科目 人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
6 合格発表 平成23年3月11日（金）午前9時に、合格者の受験番号を高

知県庁本庁舎 1階の掲示板に掲示する。
また、高知県健康政策部医療薬務課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成22年12月17日（金）までに高知県健康政策部医療薬務課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第601号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成22年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県（高知県知事 尾崎 正直）

2 埋立区域

(1) 位置

宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番4地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点8と点1とを結ぶ平成18年秋分の日満潮位（D Lプラス2.08メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点1 土佐長崎鼻燈台（北緯32度53分42秒・東経132度42分18秒）から150度05分04秒1,642.273メートルの地点

点2 点1から45度50分14秒3.517メートルの地点

点3 点2から48度32分28秒5.232メートルの地点

点4 点3から51度20分19秒5.233メートルの地点

点5 点4から54度01分33秒5.233メートルの地点

点6 点5から56度36分38秒5.235メートルの地点

点7 点6から59度17分19秒0.939メートルの地点

点8 点7から83度59分10秒8.222メートルの地点

(3) 面積

72.95平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番16地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点8と点Bとを結ぶ平成18年秋分の日満潮位（D Lプラス2.08メートル）における公有水面と陸地により囲まれた区域

点B 土佐長崎鼻燈台（北緯32度53分42秒・東経132度42分18秒）から150度51分19秒1,628.484メートルの地点

点C 点Bから40度19分45秒13.172メートルの地点

点7 点Cから83度59分10秒37.573メートルの地点

点8 点7から83度59分10秒8.222メートルの地点

(3) 面積

472.72平方メートル

4 埋立地の用途

県道安満地福良線用地

5 免許年月日

平成22年10月20日

高知県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 南国伊野

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡的測字シイ タ51番1から 高知市鏡的測字チヅ ガナロ128番1まで	前	3.7 12.3	292
	後	4.4 28.0	

高知県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 大川土佐

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

土佐郡大川村中切字 中谷210番から 土佐郡大川村中切字 中谷585番1まで	前	10.9 23.2	63
	後	17.2 23.2	
土佐郡大川村中切字 谷200番から 土佐郡大川村中切字 谷205番1まで	前	8.1 28.5	53
	後	8.1 28.5	
土佐郡大川村中切字 ノビラ566番から 土佐郡大川村中切字 ノビラ559番1まで	前	13.3 26.4	70
	後	13.3 26.4	
土佐郡大川村中切字 イノクボ512番7か ら 土佐郡大川村中切字 イノクボ512番1地 先まで	前	7.6 16.0	55
	後	11.6 16.0	

高知県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 萩中須崎

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡中土佐町大野 見萩中宇西屋敷23番 1	前	2.2 ） 3.5	93
	後	5.1 ） 13.0	93

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により須崎市桐間土地区画整理組合から須崎都市計画事業桐間地区土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成22年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画地区計画（南国工業団地地区計画）
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び南国市役所